

知財総合支援窓口のインターネット出願用端末機器を利用する方へ

パソコン機器類をお持ちでない個人や中小企業の方のために、誰でも利用できるインターネット出願用端末機器を知財総合支援窓口を設置しています。

この端末機器を利用することにより、特許出願等の電子手続きができます。(利用料は無料)

◆インターネット出願用端末機器の利用のしかた

次の(1)～(5)により準備をお願いします。

(1) 電子証明書の手続きと申請人利用登録

インターネット出願用端末機器を使って電子手続きを行うためには、あらかじめ電子証明書を入手しておく必要があります。

- ・個人の場合→住民基本台帳カードに電子証明書を書き込む
- ・法人の場合→法務省管轄登記所へ申請して入手（ファイル方式電子証明書）

申請人利用登録は、知財総合支援窓口のインターネット出願用端末機器で行えます。申請人利用登録と同時に「**識別番号**」「**予納台帳番号**」（持っていない方のみ、**重複登録はできません**。）の入手が可能です。

※注意事項

特に、「**予納台帳番号**」は、初めて申請人利用登録をする時しかオンラインで取得する事ができません。取得を忘れた場合は別途「**予納届**」を作成し、郵送で特許庁へ送付することとなり、予納台帳番号が付与されるまで約2週間程度かかりますのでご注意ください。

(2) 出願書類等の作成

ワープロソフト等（Word、一太郎など）で出願書類等を作成します。図面はイメージデータでご準備いただき、できればプリントアウトしたものもご持参ください。

※注意事項

- ・ワープロ固有の編集機能、「**タブ**」、「**特殊文字**」また「**半角文字**」等は使用しないで下さい。
- ・文書内にイメージデータを貼り付けないで、別ファイルでご準備ください。
- ・**エクセルの表**を貼り付けたものや、**罫線ツール**で作成した表は利用できません。
- ・独立した「**図**」を**横に並べる事はできない**ので、図面ごとに行分けをして下さい。
- ・イメージデータは出願の種別（特許・実用新案、意匠、商標）によりファイル形式が定められていますので、前もってご確認ください。

出願書類の様式データは、「**出願等の様式**」 http://www.chizai-shiga.jp/***** から、Word形式のファイルをダウンロードできます。

また工業所有権情報・研修館の以下のサイトから、出願書類の作成を支援するソフト「**簡単願書作成ソフト**」 <https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/sfm/index.html> を入手する事ができますのでご利用下さい。

(3) 予納金の納付

- ・ 予納するための予納台帳番号は、申請人利用登録時にオンラインで取得できます。
- ・ 出願手数料等を「予納書」により特許庁に納付します。
- ・ 特許印紙は滋賀県発明協会でも購入可能なのでご利用下さい。
- ・ 予納金の納付は、原則として手続前に納付することになっていますが、やむを得ない事情等に対応するため、手続後でも数日以内に予納を完了すれば認められます。

(4) 出願書類等の保存

(2) で作成した書類をUSBメモリー、CD-R、DVD-R、FD等に保存して下さい。

手続済みデータの控えを持ち帰っていただく関係から**USBメモリー**を推奨します。出願完了後の次の手続に必要な様式データも提供させていただきます。

(5) インターネット出願用端末機器の予約

文末に記載の電話で使用申込の予約をお願いします。

◆インターネット出願用端末機器利用時に必要なもの<確認>

- ①**電子証明書とパスワード** ([パスワードを忘れると手続できない](#)のでご注意下さい。) 電子証明書は**住基カード** (個人用) と**ファイル方式** (法人用) 等があります。
- ②出願書類データ (願書、請求の範囲、明細書) と図面のイメージデータをUSBメモリー等に保存してお持ちください。またプリントしたものもお持ちください。
- ③特許庁に支払う手数料
予納書に所定の手数料分の特許印紙を貼り、書留で特許庁宛に郵送します。

あて先 〒100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番3号
特許庁 御中 予納書在中

<お問い合わせ先>

知財総合支援窓口 窓口支援担当者：畑部、吉井
TEL：077-558-4040 FAX：077-558-3887 E-mail：info@jiii-shiga.jp